

土地改良法に基づく市町村応急工事計画に係る手続の見直し

現
行

土地改良法

- 農用地又は土地改良施設について、市町村が土地改良法に基づき**災害復旧工事**を実施する場合は、都道府県が実施する場合と異なり、**議会の議決を経て応急工事計画を定める必要**がある。

	応急工事計画に係る議会の議決
都道府県	不要
市町村	必要



※市町村営事業は、市町村が住民に最も身近な主体であり、小規模事業が中心であることから、いわゆる団体営事業の一形態として、総会の議決を要する土地改良区営事業に準じて、応急工事計画の議会の議決を経ることとされている。

支障

- 災害復旧事業はその性質上、被災農業者等地域住民から特に迅速な対応が期待されるが、当該事業の予算に関する議会の議決に加えて、応急工事計画に係る議会の議決が必要とされていることにより、**災害復旧工事への着手に一定の期間が必要**となっている。



見
直
し
後

- 市町村が土地改良法に基づき災害復旧工事を実施する場合について、都道府県と同様に、**応急工事計画に係る議会の議決を不要とする**。

※工事の内容について、工事費用に係る予算審議において議会に説明し、議決を要する点は従来通り。

※応急工事計画に係る議会の議決を不要とすることに併せて、受益者に費用負担を求める場合には、都道府県と同様、当該受益者の3分の2以上の同意を得ることとする。

効果

- 農業者の営農再開**や**住民の安全**のための**災害復旧工事の迅速な実施に資する**。



地籍調査事業計画の変更手続の廃止

現
行

- 地籍調査に当たり、都道府県が毎年度定める事業計画に変更が生じる場合、都道府県は国へ、以下の手続が必要。

①国負担額(以下、額)に変更が有

- ・変更内容の協議及び同意
- ・負担金等の申請(適化法)に係る変更申請

②額に変更が無

- ・変更内容の報告

支障

- ①額に変更がある場合の手続では、**内容が重複した手続を2つ行う必要**があり、事務負担が生じる。
- ②額に変更がない場合の手続では、実績報告などでまとめて報告すれば済むような**軽微な変更でも、都度、報告する必要**があり、事務負担が生じる。



国土調査事業事務取扱要領の改正

見
直
し
後

- 地方公共団体の事務負担を軽減するため、**事業計画に関する変更手続は廃止**する。

①額に変更が有

- ・~~変更内容の協議及び同意~~
- ・~~負担金等の申請(適化法)に係る変更申請~~

②額に変更が無

- ・~~変更内容の報告~~

効果

- **地方公共団体**の事業計画の変更に関する**事務負担が軽減**。

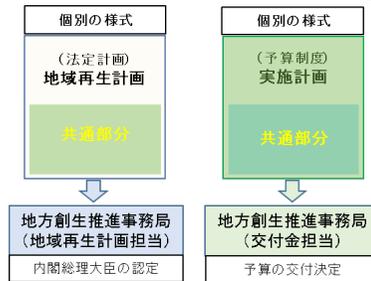


地方創生に係る各計画の内容の見直し、手続の合理化

現
行

地域再生計画・実施計画※

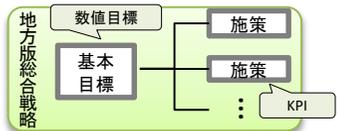
- ✓ 計画内容が一部重複
- ✓ 両計画の提出受付や審査を別の窓口が担当
- ✓ 事前相談から提出までの期間がタイト



地方版総合戦略

- ✓ 基本目標における数値目標や施策毎のKPIを設定

※KPI=重要業績評価指標



支障

地域再生計画・実施計画

- ✓ 両計画に一部同じ内容を記載するのが手間
- ✓ 一方の計画窓口で変更が生じた場合、もう一方の計画窓口との間で調整を別途行う必要がある
- ✓ 計画や事業内容の検討に十分な時間をとれない

地方版総合戦略

- ✓ 指標の設定や進捗管理に労力を要している

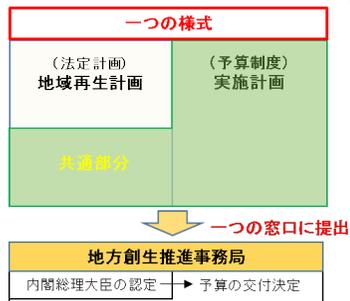
※本資料中の「実施計画」には施設整備計画を含む。

両計画の様式の一体化、手引きの改定など、運用の変更

見
直
し
後

地域再生計画・実施計画

- ✓ 様式一体化により両計画の重複事項を省略
- ✓ 提出窓口を一本化
- ✓ 提出期限の見直し



地方版総合戦略

- ✓ 手引きを改定し、地方の実情に即した策定・効果検証を可能に

効果



地方公共団体の事務を合理化

→ 地方が地方創生施策の中身の検討等に一層注力できる

→ 地方創生の一層の促進



異なる計画を一体的に策定することが可能であることの明確化
(地方版消費者基本計画／都道府県消費者教育推進計画等)

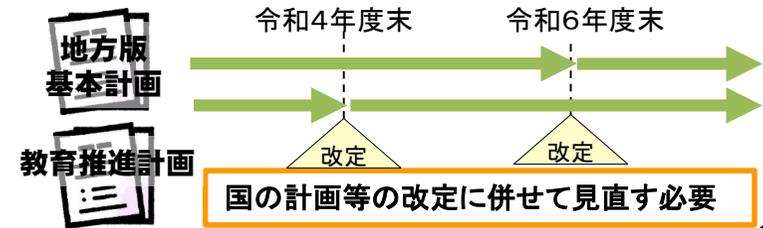
現
行

○地方消費者行政において、地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等の策定が求められている。

計画名	地方版消費者基本計画	都道府県消費者教育推進計画等
策定に当たり参考にする国の計画等	消費者基本計画 (R2～R6)	消費者教育の推進に関する基本的な方針 (H30～R4)
根拠	地方消費者行政強化作戦2020 (消費者庁の政策目標)	消費者教育の推進に関する法律(努力義務)

支障

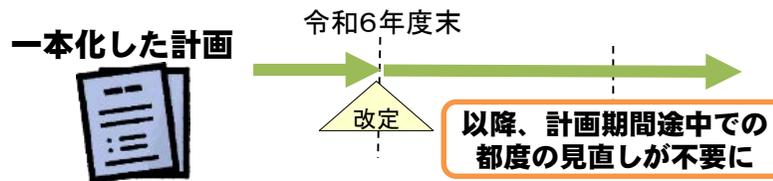
- 両計画を一本化して策定できるかが不明確
- 国の計画等の対象期間にずれがあり、一本化した場合でも計画期間途中で見直しが必要



通知等により見直し

見
直
し
後

- 両計画を一本化して策定できることを明確化
- 国の消費者基本計画と「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の対象期間を一致させる方向で検討



効果

- 一本化により、住民に分かりやすい計画の策定が可能に
- 地方公共団体の計画策定事務の合理化



異なる計画を一体的に策定することが可能であることの明確化 (脱炭素社会実現に係る各計画)

現
行

都道府県・市町村は、それぞれの法令に基づき

- ①地域気候変動適応計画
 - ②地方公共団体実行計画
 - ③環境保全活動等行動計画
- を策定する必要がある。

	地域気候変動 適応計画	地方公共団体 実行計画	環境保全活動等 行動計画
根拠	気候変動 適応法	地球温暖化対策の 推進に関する法律	環境教育等による環 境保全の取組の促 進に関する法律
策定 義務	都道府県・ 市町村の 努力義務	都道府県・指定都市・ 中核市等の義務、他の 市町村の努力義務 ^(注)	都道府県・ 市町村の 努力義務

支障



- 内容が類似する複数の計画を策定している。
- 特に、適応・温暖化に関する内容は、専門性が高く職員のみでの策定が困難。

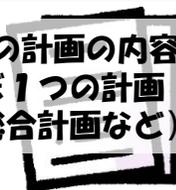
通知等により見直し

見
直
し
後

都道府県・市町村の判断で、環境総合計画など他の既存の計画と一体のものとして策定することが可能であることを改めて明確化

地方公共団体向けの計画策定マニュアルを改定など

それぞれの計画の内容を含んだ1つの計画
(環境総合計画など)



効果

- 環境分野でまとまりのある計画策定が可能に
- 住民への効果的な周知が可能に
- 地方公共団体の計画策定事務の合理化・円滑化



異なる計画を一体的に策定することが可能であることの明確化 (鳥獣管理に係る各計画)

現
行

野生鳥獣(シカ、イノシシ)の適切な個体数管理



第二種特定鳥獣管理計画(注1) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(注2)
・鳥獣保護管理法第7条の2第1項 ・鳥獣保護管理法第14条の2第1項
・計画期間 3~5年 ・計画期間 1年程度

支障

- 鳥獣管理のために複数の計画を策定する必要がある。
- 実施計画については、原則として毎年度の策定が必要であるため、事務の負担が生じている。



通知等により見直し

見
直
し
後

両計画を統合することも可能であること及び
第二種特定管理計画の期間内で両計画を策定
できることを明確化する。



効果

- 各都道府県の判断により、一定の条件を満たす場合には
両計画を統合することも可能になり、計画策定に係る事務負担が軽減



(注1) 第二種特定鳥獣管理計画・・・その生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときに都道府県知事が策定
(注2) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画・・・第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとするときに都道府県知事が策定